

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		資格確認書の交付
根拠法令及び条項		国民健康保険法第9条第2項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
審査基準	関係条項	国民健康保険法施行規則第6条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(届出等)</p> <p>第九条 2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第三十六条第三項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。)による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。</p> <p>厚生労働省令で定める事項を記載した書面 (資格確認書の交付等) 国民健康保険法施行規則第6条 4 法第九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 被保険者の氏名、性別及び生年月日 (2) 世帯主の氏名 (3) 被保険者記号・番号及び保険者番号並びに交付者又は保険者の名称 (4) 国民健康保険の適用開始の年月日又は資格取得の年月日及び資格確認書の交付年月日 (5) 一部負担金の割合及び発効期日(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者であつて、高齢受給者証(第七条の四第一項に規定する高齢受給者証をいう。)を交付されないものに係るものに限る。) (6) 有効期限 (7) その他市町村が定める事項であつて申請者が記載を求めたもの</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和7年1月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間程度
	設定等年月日	令和7年1月1日設定(令和 年 月 日最終変更)